		チ　第一種随時贈与報告基準期間において、当該第一種特別贈与認定中小企業者の特定特別子会社が風俗営業会社に該当しないこと リ　当該第一種経営承継受贈者が代表者を退任した日 ヌ　当該第一種経営承継受贈者が第九条第十項各号のいずれかに該当する事実に至ったこと

6　前項の報告をしようとする第一種特別贈与認定中小企業者は、様式第十二による報告書に、当該報告書の写し一通及び次に掲げる書類（前項の表の第三号の報告をする場合にあっては、第一種経営承継受贈者が第九条第十項のいずれかに該当するに至った旨を証する書類を含む。）を添付して、都道府県知事に提出するものとする。

一　第一種随時贈与報告基準日における当該第一種特別贈与認定中小企業者の定款の写し

二～八　［略］

7　第三項の規定にかかわらず、第一種特別相続認定中小企業者は、次の表の各号の上欄に掲げる場合に該当することとなった場合（当該認定に係る相続に係る相続税申告期限前に当該第一種特別相続認定中小企業者の第一種経営承継相続人が死亡した場合を除く。）には、当該各号の中欄に掲げる日（以下「第一種随時相続報告基準日」という。）の翌日から一月（第二号及び第三号の上欄に掲げる場合に該当することとなった場合にあっては、四月）を経過する日までに、当該各号の下欄に掲げる旨を都道府県知事に報告しなければならない。

一　第九条第三項各号（第三号及び第二十一号を除く。以下この項において同じ。）のいずれかに該当したとき（第二号及び第三号の上欄に掲げる場合に該当することとなった場合を除く。）	［略］	［略］
［略］	［略］	［略］
三　当該第一種経営承継相続人が当該第一種特別相続認定中小企業者の代表者を退任した場	当該第一種経営承継相続人が第一種特別相続認定中小企業者の代表者を退任した日	［略］

		ヌ　当該経営承継受贈者が第九条第四項各号のいずれかに該当する事実に至ったこと

6　前項の表の第二号及び第三号の報告をしようとする第一種特別贈与認定中小企業者は、様式第十二による報告書に、当該報告書の写し一通及び次に掲げる書類（前項の表の第三号の報告をする場合にあっては第一種経営承継受贈者が第九条第十項のいずれかに該当するに至った旨を証する書類を含む。）を添付して、都道府県知事に提出するものとする。

一　第一種随時贈与報告基準日における当該特別贈与認定中小企業者の定款の写し

二～八　［略］

7　第三項の規定にかかわらず、第一種特別相続認定中小企業者は、次の表の各号の上欄に掲げる場合に該当することとなった場合（当該認定に係る相続に係る相続税申告期限前に当該第一種特別相続認定中小企業者の第一種経営承継相続人が死亡した場合を除く。）には、当該各号の中欄に掲げる日（以下「第一種随時相続報告基準日」という。）の翌日から一月（第二号及び第三号の上欄に掲げる場合に該当することとなった場合にあっては、四月）を経過する日までに、当該各号の下欄に掲げる旨を都道府県知事に報告しなければならない。

一　第九条第三項各号（第三号を除く。以下この項において同じ。）のいずれかに該当したとき（第二号及び第三号の上欄に掲げる場合に該当することとなった場合を除く。）	［略］	［略］
［略］	［略］	［略］
三　当該第一種経営承継相続人が当該第一種特別相続認定中小企業者の代表者を退任した場	当該経営承継相続人が特別相続認定中小企業者の代表者を退任した日	［略］